

在留邦人の皆様

在アトランタ日本国総領事館便り(平成30年10月号)

平成30年10月1日  
在アトランタ日本国総領事館

・在アトランタ日本国総領事館では、当館が管轄するジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、アラバマ州の安全情報やその他お知らせすべき情報の提供をメールにて在留邦人の皆様に発信しています。

・今回は「パスポートの発給申請等について」、「在留届の内容の追加・変更のお願い」、「ノースカロライナ州ローリー市における領事出張サービス」、「Phipps Tower(当館入居ビル)の警備強化に伴う入館時の手続き」に関し、お伝え致します。

## 1. パスポートについて

今回は「パスポートとは」を簡単にご説明した上で、新規発給及び切替え(更新)発給の手続きについてお知らせ致します。

(1) パスポートは「世界で通用する写真付身分証明」です。

世界のほとんどの国が、外国人の入国・滞在を許可する条件の一つとして、パスポートの携帯及び呈示を求めています。また、通常は、自国民の出国・帰国の際にもパスポートの携帯及び呈示を義務付けています。つまり、パスポートを持っていなければ、世界のどの国にも入国できないばかりか、そもそも日本から出国することさえできません。

更に、パスポートは、外国滞在中に事件に巻き込まれた場合など、必要に応じていつでもどこでも呈示を求められることがあるものです。言葉の異なる海外にあって、自分が何者であるか(国籍、氏名、年齢など)を具体的に証明できるほぼ唯一の手段とすることができますので、ご自身のパスポートの有効期間等をご確認頂き、新規発給、切替え(更新)発給等が必要な場合には、速やかに申請するようにして下さい。

(2) パスポートの新規発給手続きについて

(ア) 新規発給申請となる場合

■ 現在お持ちの旅券が失効したとき

■ 新生児など初めての旅券を作るとき

■ 記載事項(氏名、本籍等)の変更があったとき ※記載事項訂正旅券の申請も可能

■ 盗難・紛失等により新しい旅券が必要なとき ※「紛失一般旅券等届出書及び写真1枚」の

提出も必要

(イ) 必要書類

■ 申請書1枚

■ 一番最近に取得した日本国パスポート

■ 写真1枚

■ 戸籍謄(抄)本1部(発行から6ヶ月以内のもの)

■ 有効な米国滞在資格が確認できる書類

## ■その他

※以下の提出書類について分からない方は、事前に当館旅券窓口 404 - 240 - 4300 (内線:3029)までお問い合わせ下さい。

- 米国出生証明書又は米国婚姻証明書等
- 婚姻・離婚等で氏名表記が変わる方は、変更の事実が分かる戸籍(半年以内のもの)
- 外国式氏名表記・併記を希望する場合は外国名が分かる書類(GC や婚姻証明書等)
- 親権を確認できる文書, 親権者からの同意書等
  - \* 子の親権問題に係る未成年者の旅券申請の場合
- 複数の国籍をお持ちの方
  - \* 該当国の出生証明証又は有効な旅券の提出を求めることがあります。

### (3) パスポートの切替え(更新)発給

パスポートの切替え(更新)は有効期限が1年を切ってから可能です。現在お持ちのパスポートの残りの有効期間に拘らず、更新されたパスポートの有効期間は新しいパスポートの発行日から5年又は10年間となります。切替え(更新)の場合も旅券番号は新しく変わります。

#### (ア) 切替え(更新)発給申請となる場合

- 有効な旅券を所有し、旅券の記載(名前、本籍地等)に変更がない場合
  - \* 有効旅券が無い場合や旅券の記載を変更する方は新規発給をして下さい。
- 非IC旅券からIC旅券に作り変える場合(残りの有効期間に関わらず手続き可)
- 旅券の査証ページが残り少なくなった場合

#### (イ) 必要書類

- 申請書1枚
- 有効な日本国パスポート
- 写真1枚
- 有効な米国滞在資格が確認できる書類
- その他:新規発給申請と同様です。

### (4) 注意事項

#### (ア) ご自身の意思で米国市民権等日本国籍以外の国籍を取得された方

- ご自身の意思で米国市民権等日本国籍以外の国籍を取得された方は、既に日本国籍を喪失されていることとなります。よって、「有効な日本国パスポート」をお持ちの場合には、速やかに失効の手続きを取る必要がありますので、当館までご連絡願います。
- ご自身の意思で米国市民権等日本国籍以外の国籍を取得された方が日本国パスポートの新規発給又は切替え(更新)発給申請等を行った場合、日本の刑法及び旅券法に抵触致しますので、その点をご理解頂き、直ちに失効の手続きを行うようお願い致します。
- また、戸籍上の手続き(国籍喪失届)を行う必要もありますので、その点につきましても当館戸籍・国籍係 404 - 240 - 4300 (内線:3032)までお問い合わせください。

#### (イ) 古いパスポートに米国査証(ビザ)が貼付してある方

米国外に渡航される際には、必ず古い旅券も携行するようにして下さい。米国入国審査で古いパスポートに貼付されている米国査証(ビザ)を見せる必要があります。

(5) その他のパスポート申請に関する情報は当館ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

■当館ホームページ:

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/passport.html>

## 2. 在留届の内容の追加・変更のお願い

9月号でもお願い致しましたが、事故やハリケーン等の自然災害で被害が生じる恐れある場合や被害が生じた場合、当館から皆様の安否確認や状況確認を行うこと、情報提供を行う為には在留届のデータは重要なツールとなります。

よって、いつ起こるか分からない事故や災害、緊急事態等に備え、また、ご自身並びにご家族の安全のためにも、住所・電話番号・携帯電話番号(テキストメールでの安否確認等に使用)・メールアドレス(治安情勢や災害情報等は発信)の変更が生じた場合には、速やかに「最新の情報が反映されました在留届」に変更願います。

在留届の変更・帰国届・転出届の提出は、以下のサイトからオンラインで可能です。

■オンライン登録・変更のサイト:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

## 3. ノースカロライナ州ローリー市における領事出張サービスについて

9月11日に既にメールでもご案内しておりますが、以下の日程でノースカロライナ州ローリー市にて領事出張サービスを実施致します。

- (1) 日時:11月10日(土) 午前8時30分~正午
- (2) 場所:ローリー日本語補習授業校
- (3) 申請締切

■パスポート:10月19日(金) 必着

■各種証明 :10月31日(水)

※各種証明の受付に限りがございます。受付可能な申請数を超えた場合は締切日を早めることもありますがお知らせ致します。

- (4) 詳細は当館ホームページでご確認ください。

■当館ホームページ:

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/webRaleigh.html>

## 4. Phipps Tower (当館入居ビル) の警備強化に伴う入館時の手続きについて

9月24日付のメールでお知らせ致しましたとおり、10月1日より当館が入居している Phipps Tower では警備強化に伴い、入館時に受付にて手続きが必要となりますので、ご協力頂きますようお願い致します。また、手続きに時間を要する可能性もありますので、余裕をもってお越し頂くことをお勧めします。

詳細は当館ホームページでご確認ください。

■当館ホームページ:

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/PhippsTower-Japanese.pdf>

在アトランタ日本国総領事館領事班  
Phipps Tower Suite 850  
3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326  
電 話:(404)240-4300 (代表)  
メール:[ryoji@aa.mofa.go.jp](mailto:ryoji@aa.mofa.go.jp)